

取引所外国為替証拠金取引【大証 FX】の 契約締結前交付書面(野村ネット&コール用)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

※大阪取引所の取引所外国為替証拠金取引(「OSE-FX」)は、
野村ネット&コールにおいては「大証 FX」といいます。

休止決議及び最終決済等のご注意について

平成 26 年 2 月 24 日付で、大阪取引所(当時は大阪証券取引所)の取締役会において取引所外国為替証拠金取引市場の休止及び関連諸制度の整備について議論されております。

大阪取引所が取引所外国為替証拠金取引の休止を最終決定した場合には、「○取引の方法」や「当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要」の記載(転売又は買戻しの注文が成立したときは、当社が定めるところにより、既存の買建玉又は売建玉の全部又は一部が決済されます。)にかかわらず、「○最終決済等」の定めに従い、取引可能な最終の取引日(取引最終日)が定められ、取引最終日の立会終了時まで転売又は買戻しが行われなかった建玉については、ロールオーバーが行われず、取引所が定める最終清算数値(原則として清算数値と同一の方法で算出。)にて最終決済が行われることとなりますから、ご注意ください。

- 大阪取引所の取引所外国為替証拠金取引(「OSE-FX」)(野村ネット&コールにおいては「大証 FX」といい、以下、本書面においても「大証 FX」といいます。)をされるに当たっては、本書面の内容を十分に読んでご理解下さい。
- 大証 FX とは、お客様に所定の証拠金を差し入れていただき、差し入れられた証拠金を上回る額の外国通貨の売買を行っていただく取引です。
- 大証 FX は、取引対象である通貨の価格の変動やスワップポイントの支払により損失が生ずることがあります。また、非対円取引においては、決済が円貨でなされることから、取引対象通貨の価格変動リスクに加え、円貨への両替に伴う日本円の価格変動リスクがあります。
- 大証 FX は、多額の利益が得られることもある反面、差し入れられた証拠金の額を上回る多額の損失を被る可能性のある取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料について

- ・ 野村ネット&コールにおいて大証 FX を行うにあたっては、「野村ネット&コール 大証 FX 取引ルール(3.取引手数料(税込))」(別紙)に記載の額及び方法により取引手数料をいただきます。

証拠金について

- ・ 大証 FX を行うにあたっては、「野村ネット&コール 大証 FX 取引ルール(8.証拠金、9.値洗い)」に記載の証拠金を差し入れていただきます。
- ・ お客様から証拠金として差し入れられた額(証拠金預託額)に、時価評価による評価損益、スワップポイント損益、受渡日未到来の決済損益、未払手数料を加減算して算出した額を有効証拠金額といいます。大証 FX 口座でお預かりしている現金のうち、証拠金としてお使いいただける金額です。大証 FX の取引額の有効証拠金額に対する比率は、有効証拠金額が前述のように算出されるため、常に一定ではありません。

大証 FX のリスクについて

- ・ 価格(為替)変動リスク
大証 FX は、取引対象である通貨の価格変動(非対円通貨ペアのお取引である場合には、当該非対円通貨ペアの基準通貨の円に対する価格変動を含みます。)により、損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
- ・ スワップポイントに関するリスク(金利変動リスク)
お客様が金利の高い通貨を売り建て、それよりも金利の低い通貨を買い建てている場合はスワップポイントの支払いとなり、外国為替レートの変動とは関係なく、ロールオーバー時にスワップポイントが評価損失として計上されます。反対に、お客様が金利の高い通貨を買い建て、それよりも金利の低い通貨を売り建てている場合はスワップポイントの受取りとなり評価益が計上されます。
スワップポイントは、取引対象である通貨の金利の変動によっては、取引当初期待していたようなスワップポイントが享受できない場合やスワップが受け取りから支払いに転じることもあります。
※スワップポイントについては、「野村ネット&コール 大証FX 取引ルール(7.スワップポイント)」(別紙)をご覧ください。
- ・ 追加証拠金(追証)のリスク
有効比率(必要証拠金額に対する有効証拠金額の割合をいいます。以下同

じ。)が当社の定める水準を下回った場合は証拠金不足(追加証拠金)となります。

相場の変動等により損失が発生した場合や証拠金基準額の変更により、当社の計算において証拠金不足となった場合には、当該証拠金不足額以上の金額を追加証拠金として差し入れる必要があります。

※追加証拠金については、「野村ネット&コール 大証 FX 取引ルール(9.(1)追加証拠金)」(別紙)をご覧ください。

- ・ ロスカットのリスク

相場の変動により、有効比率が当社の定める基準以下となったことを当社が確認した場合、お客様のご意思に関わらず、当社はおお客様の全ての未約定注文の取消及び大証 FX 口座の全ての建玉の決済注文(ロスカット注文)の発注を行います。ロスカットの場合でも、相場の急激な変動により損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。

※ロスカットルールについては、「野村ネット&コール 大証 FX 取引ルール(10.(1)ロスカットルール)」(別紙)をご覧ください。

- ・ 電子取引システム利用に関するリスク

取引システムもしくは取引所、当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消等が行えない可能性があります。

- ・ その他リスク

相場状況の急変により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広がったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。

お客様から預託を受けた財産の管理方法について

- ・ 当社は、大証 FX に関してお客様から受入れた証拠金(取引の結果として生じた利益で受渡しの完了しているものを含みます。)を、全額株式会社日本証券クリアリング機構へ預託します(直接預託)。また、株式会社日本証券クリアリング機構に直接預託するまでの間当社に滞留している証拠金については、野村信託銀行に金銭信託を行う方法により区分管理を行っています。

大証 FX は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 大証 FX に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金融商品販売法に係る重要事項のご説明

○取引所外国為替証拠金取引

為替や金利の変動により損失を被ることがあります。その損失の額は、証拠金の額を上回る可能性があります。

大証 FX の仕組みについて

大証 FX は、大阪取引所が定める規則に基づいて行います。

当社による大証 FX の受託業務は、これらの規則(大阪取引所の決定事項及び慣行を含みます。以下同じ。)に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

○取引の方法

野村ネット&コールにおける大証 FX 取引ルールの詳細については、「野村ネット&コール 大証 FX 取引ルール」(別紙)にてその内容を必ずご確認ください。

大阪取引所(以下「取引所」といいます。)においては、大証 FX として、8 種類の対円通貨取引及び 3 種類の非対円通貨取引が取引されます。

対円通貨取引及び非対円通貨取引の通貨ペア、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表のとおりです。

通貨ペア	取引単位(1枚)	呼び値の最小変動幅
米ドル/円 (USD/JPY)	10,000 米ドル	0.01(100 円)
ユーロ/円 (EUR/JPY)	10,000 ユーロ	0.01(100 円)
英ポンド/円 (GBP/JPY)	10,000 英ポンド	0.01(100 円)
豪ドル/円 (AUD/JPY)	10,000 豪ドル	0.01(100 円)
スイスフラン/円 (CHF/JPY)	10,000 スイスフラン	0.01(100 円)
カナダドル/円 (CAD/JPY)	10,000 カナダドル	0.01(100 円)
NZドル/円 (NZD/JPY)	10,000NZドル	0.01(100 円)
南アランド/円 (ZAR/JPY)	100,000 南アランド	0.01(1,000 円)
ユーロ/米ドル (EUR/USD)	10,000 ユーロ	0.0001(1 米ドル)
英ポンド/米ドル (GBP/USD)	10,000 英ポンド	0.0001(1 米ドル)
豪ドル/米ドル (AUD/USD)	10,000 豪ドル	0.0001 (1 米ドル)

その取引の仕組みは各通貨ペアとも共通で、次のとおりです。

- 各取引日の立会終了までに転売又は買戻しが行われなかった建玉は、当該立会終了時に消滅し、同時に、翌取引日を限日とすることを除き消滅した建玉と同じ内容を有する建玉が新たに発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといい、転売若しくは買戻し又はロールオーバーにより建玉が消滅する取引を限日取引といいます。
- ロールオーバーがなされた場合に、通貨ペア間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額(スワップポイント)が発生します。

- c. 建玉の決済方法は、転売又は買戻しによる差金決済とします。
- d. 決済日は、取引が終了する日の翌日を原則とします。ただし、取引が終了する日又は取引が終了する日の翌日が日本の銀行の休業日に当たる場合には、順次繰り延べられます。

○証拠金

野村ネット&コールにおける大証 FX 証拠金の取扱いの詳細については、「野村ネット&コール 大証 FX 取引ルール(8.証拠金、9.値洗い)」(別紙)にてその内容を必ずご確認ください。

(1) 証拠金の計算方法

① 有効証拠金額

有効証拠金額は、お客様が差し入れた証拠金額(証拠金預託額)に、時価評価による評価損益、スワップポイント損益、受渡日未到来の決済損益、未払手数料を加減算して算されます。

② 必要証拠金額

必要証拠金額は、建玉数量に株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」といいます。)が定める証拠金基準額を掛けて計算されます。同一通貨ペアで売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ計算されます。

(2) 証拠金の差し入れ

お客様は、当社に大証 FX を委託する際に当社が定める額以上の額を発注証拠金として差し入れる必要があります。

(注) 他に建玉があるときは次の(4)になります。

(3) 有価証券による代用

当社は、有価証券による差し入れはできません。

(4) 証拠金の維持及び追加差し入れ

お客様は、証拠金不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい額以上の額を当社が指定する日時までに、証拠金として当社に差し入れなければなりません。

※ 証拠金不足額とは、有効証拠金額が必要証拠金額を下回っている場合の不足額をいいます。

※ 現金不足額とは、決済等による差損金の額が証拠金預託額を上回った場合の不足額をいいます。

(5) 証拠金の引出し

証拠金預託額に決済損益予定額、評価損及び未払手数料を加減算した額が必要証拠金額を上回る場合は、その上回る額を限度として、証拠金預託額の範囲内で金銭(証拠金)を引き出すことができます。

(6) ロスカットの取扱い

相場の変動により、有効比率が当社の定める基準以下となったことを当社が確認した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様のご意思に関わらず、当社はお客様計算において転売又は買戻しを行うことができます。(「ロスカットルール」といいます。)ロスカットの場合でも、相場の急激な変動により損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。

(7) 証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

お客様が当社から請求された証拠金を所定の日時までに差し入れなかった場合には、当社は、当該大証 FX を決済するため、任意に、お客様の計算において転売又は買戻しを行うことができます。(お客様が大証 FX に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。)

(8) 証拠金の管理

お客様が差し入れる証拠金は、次のように管理されます。

当社は、原則として、お客様が差し入れた証拠金をそのままクリアリング機構に預託し、クリアリング機構が証拠金を管理します。

(9) 証拠金の返還

当社は、お客様が大証 FX について決済を行った後に、差し入れた証拠金に決済差金を加算又は減算した額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金銭の返還を請求したときは、原則として遅滞なく返還します。

(10) その他

お客様は、当社がお客様の証拠金預託額について取引所に報告した日から取引所が定める日までの間、取引所の専用ウェブサイトからお客様自身の証拠金預託額を照会することができます。

○取引規制

取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますから、ご注意下さい。

- a. 証拠金の差入日時の繰上げ
- b. 証拠金額の引上げ

- c. 大証 FX の制限又は禁止
- d. 建玉制限

○最終決済等

取引所が大証 FX の上場廃止又は休止を最終決定した場合は、「○取引の方法」や「当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要」の記載(転売又は買戻しの注文が成立したときは、当社が定めるところにより、既存の買建玉又は売建玉の全部又は一部が決済されます。)にかかわらず、取引可能な最終の取引日(取引最終日)が定められ、取引最終日の立会終了時までに転売又は買戻しが行われなかった建玉については、ロールオーバーが行われず、取引所が定める最終清算数値(原則として清算数値と同一の方法で算出。)にて最終決済が行われることとなりますから、ご注意ください。

取引所外国為替証拠金取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における取引所外国為替証拠金取引については、以下によります。

- ・ 国内の取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の取次ぎ
- ・ 取引所外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 取引所外国為替証拠金取引に関するお客様の金銭又は建玉の管理

取引所外国為替証拠金取引に関する租税の概要

取引所外国為替証拠金取引に係る利益(手仕舞いで発生した売買差益、スワップポイント収益、最終決済の決済損益)は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象になります。

税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。

※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで(25 年間)の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。なお、今後、税制改正等が行われる可能性があります。それに伴い、本取引に係る課税関係が変更される可能性があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、野村ネット&コールにおいて大証 FX を行う場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「大証 FX 口座設定約諾書(野村ネット&コール用)」、および「取引所外国為替証拠金取引【大証 FX】に関する確認書(野村ネット&コール)」を当社に差し入れ、大証 FX 口座を開設していただく必要があります。大証 FX に関する金銭・建玉は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。
- ・ 野村ネット&コールの大証 FX 口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必

要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。

- ・ 大証 FX のお取引にあたっては、あらかじめ当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。お客様が差し入れた証拠金は、証拠金預託額に算入されます。
- ・ 大証 FX のご注文は、当社が定めた取扱時間内に行ってください。
- ・ ご注文にあたっては、委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称(大証 FX の場合は大阪取引所)、委託する通貨ペア、新規の売付取引・新規の買付取引・転売又は買戻しの別、注文数量(取引単位)、価格(指値、成行等)、委託注文の有効期間等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、注文の執行ができない場合があります。
- ・ 両建て(同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと)は、お客様の判断で行うことは可能ですが、お客様が両建てを解消する際のスプレッド及び取引手数料を二重に負担する点、並びに預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも多くなる点に注意が必要です。
- ・ 転売又は買戻しの注文が成立したときは、当社が定めるところにより、既存の買建玉又は売建玉の全部又は一部が決済されます。
- ・ 証拠金に不足額が生じた場合には、追加証拠金の差し入れが必要になります。
- ・ 当社は、「野村ネット&コール 大証 FX 取引ルール(3.取引手数料(税込))」(別紙)に記載の額及び方法により取引手数料をいただきます。
- ・ 当社は、お客様に対し、次の書面を電磁的方法により交付します。
 1. 取引報告書 兼 証拠金の移動等に係るご案内
取引が成立した時、または当社がお客様より証拠金を受領した時に交付する書面です。
 2. 取引残高報告書
四半期に 1 回以上交付します。報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した書面です。これらの書面の内容は、必ずご確認のうえ、万一記載内容が相違しているときは、速やかに当社の野村ネット&コールカスタマーサポートへ直接ご連絡下さい。
- ・ 大証 FX におけるお取引等は、インターネットにおいてのみ受付けます。システム障害時を含め、原則として電話による注文等は受付けていませんのでご了承ください。
- ・ 大阪取引所の取引参加者である当社が支払不能等の事由により、同取引所から取引停止等の処分等を受け、同取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管又は決済を行わせることとした場合のお客様による手続きの概要は、次のとおりです。
 - a. 建玉移管を希望するときは、同取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に大証 FX 口座を設定する。
 - b. 建玉の決済を希望するときは、当社に対しその旨を指示する。お客様が同取引所の定める日時までに上記 a.又は b.の手続きを行わなかった場合には、同取

引所は、お客様の計算において、建玉の決済を行います。

なお、差し入れた証拠金及び決済差益は、クリアリング機構に預託されておりますので、その範囲内でクリアリング機構の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者又はクリアリング機構から返還を受けることができます。

- ・ 上記の他、お取引にあたってのルールの詳細については、「野村ネット&コール 大証 FX 取引ルール」(別紙)よりご確認ください。

大証 FX 及びその委託に関する主要な用語

- ・ 受渡決済(うけわたしけっさい)
先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。大証 FX においては、受渡決済は行われません。
- ・ 売付取引・売建玉(うりつけとりひき・うりたてぎよく)
一般に先物・オプションを売る取引をいいます。大証 FX の場合は、買い戻したときの約定数値が新規の売付取引の約定数値を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。
売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。
- ・ 買付取引・買建玉(かいつけとりひき・かいたてぎよく)
一般に先物・オプションを買う取引をいいます。大証 FX の場合は、転売したときの約定数値が新規の買付取引の約定数値を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。
買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といいます。
- ・ 買戻し(かいもどし)
売建玉を手仕舞う(売建玉を減じる)ために行う買付取引をいいます。
- ・ 金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)
大証 FX を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・ 限日取引(げんにちとりひき)
各取引日ごとに、転売若しくは買戻しの対象となった建玉又は各取引日の立会終了までに転売若しくは買戻しが行われずにロールオーバーの対象となった建玉が消滅する取引を限日取引といいます。
- ・ 裁判外紛争解決制度(さいばんがいふんそうかいけつせいど)
訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- ・ 差金決済(さきんけっさい)
先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。

- ・ 指値注文(さしねちゅうもん)
価格の限度(売りであれば最低値段、買いであれば最高値段)を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに発注して相手側の最も優先する値段の注文から順番に約定する注文を成行注文といいます。
- ・ 証拠金(しょうきん)
先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。
- ・ スワップポイント
大証 FX におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。
- ・ 清算数値(せいさんすうち)
値洗いを行うために、立会終了後にクリアリング機構が決める数値をいいます。
- ・ 立会時間(たちあいじかん)
大証 FX は、大阪取引所の定める時間帯に行います。
- ・ 追加証拠金(ついかしょうきん)
証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。
- ・ 転売(てんばい)
買建玉を手仕舞う(買建玉を減じる)ために行う売付取引をいいます。
- ・ 特定投資家(とくていとうしか)
大証 FX を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取扱うよう申し出ることができます。
- ・ 取引日(とりひきび)
大阪取引所において、一営業日の立会開始時から当該立会終了時までをいいます。その日付は当該一営業日の日付によります。
- ・ 値洗い(ねあらい)
建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、クリアリング機構において決められた清算数値により評価替えする手続きをいいます。
- ・ ヘッジ取引(ヘッジとりひき)
現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場等で設定する取引をいいます。
- ・ 両建て(りょうだて)

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

- ・ ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ・ ロールオーバー

取引所外国為替証拠金取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰り越すことをいいます。

当社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
連絡先	野村ネット&コールカスタマーサポート 0120-142-855 (IP電話等 045-522-3500)
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC) 電話番号(フリーダイヤル):0120-64-5005 URL: http://www.finmac.or.jp/ 東京事務所:東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館 大阪事務所:大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。
なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕
〔 電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル) 〕

注)ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

(0324.14)

野村ネット&コール 大証 FX 取引ルール

本ルールでは、野村ネット&コールにおける「大証 FX」※について説明しております。また、時間につきましては日本時間で記載しております。

※大阪取引所において取引される取引所外国為替証拠金取引(「OSE-FX」)は野村ネット&コールにおいては「大証 FX」といいます。

野村ネット&コールにおける大証 FX は、インターネットにてお取引(口座開設、ご注文、振替入出金等)を受付けます(原則、コールセンター(お電話)でのお取引は受付けておりません)。

1.野村ネット&コールの大証 FX 口座の開設

野村ネット&コールにおける大証 FX のご利用にあたっては、野村ネット&コールの証券総合取引口座とは別に、大証 FX 口座の開設が必要です。

(1) 口座開設基準

- ・ 野村ネット&コールの証券総合取引口座を開設していること。
- ・ 満 20 歳以上 80 歳未満の個人のお客様であること。
- ・ 日本国内にお住まいであること。
- ・ 野村の証券取引約款(野村ネット&コール用)に定めるインターネットサービスの利用条件に合致し、インターネットを利用した取引を行っていただけること。
- ・ 取引報告書等の書面の電子交付等に承諾いただけること。
- ・ 「大証 FX 規定(野村ネット&コール)」、「野村ネット&コール 大証 FX 取引ルール」、および「取引所外国為替証拠金取引【大証 FX】の契約締結前交付書面(野村ネット&コール用)」の内容を確認し、取引所外国為替証拠金取引の仕組みやリスク、当社の野村ネット&コール 大証 FX 取引ルール等について理解したうえで、自己の判断と責任によりお取引していただけること。
- ・ 「大証 FX 口座設定約諾書(野村ネット&コール用)」、「取引所外国為替証拠金取引【大証 FX】に関する確認書(野村ネット&コール)」を差し入れていただけること。
- ・ 投資方針・目的、および投資資金の性格が、取引所外国為替証拠金取引【大証 FX】の性格に合致していること。
- ・ 十分な年収または金融資産があること。
- ・ 電話および電子メールにより当社から常に連絡がとれること。
- ・ 金融先物取引業者の従業員等ではないこと。

(2) 必要書類の差し入れ

次の書類を当社が指定する方法により差し入れていただきます。

- ・ 大証 FX 口座設定約諾書(野村ネット&コール用)
- ・ 取引所外国為替証拠金取引【大証 FX】に関する確認書(野村ネット&コール)

(3) 口座開設審査

野村ネット&コールの大証 FX 口座の開設申請後に、口座開設審査を行っております。

審査にあたり、当社が必要と判断した場合はお電話で確認させていただくことがあります。

口座開設基準を満たしていても審査によりご希望にそえないことがあります。当社はその理由については開示いたしませんのでご了承ください。

審査結果、口座開設完了のご連絡は電子メールで通知いたします。

2.取扱通貨ペア、取引単位、呼値の単位

(1) 取扱通貨ペア

野村ネット&コールの大証 FX における取扱通貨ペアは、原則として大阪取引所が定めた通貨ペアに準じます。

(2) 取引単位

1枚単位です。

※1 枚あたりの取引金額は、原則として大阪取引所が定めた取引単位に準じます。

(3) 呼値の単位

呼値の単位は、原則として大阪取引所が定めた呼値の単位に準じます。

【対円通貨ペア】

通貨ペア	取引単位 (1 枚)	呼値の単位
米ドル/円 (USD/JPY)	1 万通貨単位	0.01 円
ユーロ/円 (EUR/JPY)		
英ポンド/円 (GBP/JPY)		
豪ドル/円 (AUD/JPY)		
スイスフラン/円 (CHF/JPY)		
カナダドル/円 (CAD/JPY)		
NZ ドル/円 (NZD/JPY)		
南アランド/円 (ZAR/JPY)	10 万通貨単位	

【非対円通貨ペア】

通貨ペア	取引単位 (1 枚)	呼値の単位
ユーロ/米ドル (EUR/USD)	1 万通貨単位	0.0001 米ドル
英ポンド/米ドル (GBP/USD)		0.0001 米ドル
豪ドル/米ドル (AUD/USD)		0.0001 米ドル

3.取引手数料(税込)

※平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引上げ(5%から 8%)により同年 3 月 31 日取引日の約定分までは【平成 26 年 3 月まで】の手数料が、同年 4 月 1 日取引日の約定分より【平成 26 年 4 月以降】の手数料が適用されます。

【平成 26 年 3 月まで】

新規	決済
1 枚あたり 100 円	1 枚あたり 100 円

【平成 26 年 4 月以降】

新規	決済
1 枚あたり 103 円	1 枚あたり 103 円

- ・ 新規、決済の約定ごと取引手数料を徴収します。
- ・ ロスカットおよび強制決済には決済手数料が適用されます。
- ・ 取引手数料の徴収は取引が成立した取引日の翌銀行営業日となります。

※手数料は当社の判断により変更することがあります。

※銀行営業日とは、銀行法、銀行法施行令により定められた次の休日を除く日をいいます。

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定された休日、12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日

4.取引日、取引時間

(1)取引日

原則、大阪取引所が定めた取引日に準じます。

- ・ 月曜日～金曜日(土・日曜日および 1 月 1 日を除いた全ての日)

※1月1日が日曜日の場合は1月2日が休業日となります。

※必要に応じて大阪取引所が臨時に休業日とする場合があります。

※取引開始時間から取引終了時間までが同一取引日となります。

(2) 取引時間

大阪取引所の取引時間は次のとおりです。

- ・ 米国標準時間の期間： 8:00～翌日 7:00(土曜日は 6:30)

- ・ 米国夏時間の期間： 7:00～翌日 6:00(土曜日は 5:30)

※米国夏時間適用期間は、原則として3月第2日曜日から11月第1日曜日までとなります。

※必要に応じて大阪取引所が取引時間を臨時に変更する場合があります。

5. 注文

(1) 注文受付時間

原則、24 時間 365 日ご注文を受付けます。

ただし、次の時間を除きます。

- ・ 定時システムメンテナンス時間
 - ・ 火曜日～土曜日の取引終了時間から 45 分間
 - ・ 土曜日 21:00～日曜日 6:00
- ・ 臨時システムメンテナンス時間
- ・ ログイン不可時間

(2) 取引種類

取引の種類は次のとおりです。

[1] 新規

- ・ 大証 FX のご注文の際は、あらかじめ証拠金を野村ネット&コールの大証 FX 口座へ振替入金していただく必要があります。
- ・ ご注文は発注可能額の範囲内となります。

[2] 決済

- ・ 決済は転売・買戻しの反対売買となります。通貨の受渡しによる決済はできません。

※各取引日の取引終了時間までに転売または買戻しされなかった建玉は、翌取引日の建玉にロールオーバーされます。(大証FXでは、毎取引日を取引最終日とする限日取引となります。各取引日の取引終了時間までに転売または買戻しされなかった建玉は、取引時間終了後に消滅し、同時に翌取引日の建玉が同一内容で発生します。この建玉の消滅および発生をロールオーバーといいます。)ただし、大阪取引所が大証FXの上場廃止または休止を決定した場合は、取引可能な最終の

取引日（取引最終日）が定められ、取引最終日の取引終了時間までに転売または買戻しされなかった建玉は、ロールオーバーが行われず、取引所が定める最終清算数値（原則として清算数値と同一の方法で算出。）にて最終決済が行われます。

(3) 注文の種類

注文の種類は次のとおりです。

[1] 単一注文

注文種類	説明
成行注文	価格を指定せずに、通貨ペアと数量を指定する注文方法です。順次対当する最良価格の呼値との間で取引が成立します。
指値注文	価格を指定する注文方法です。
指成注文	価格および時間を指定して発注し、指定した時間に未約定数量がある場合はその枚数が成行となる注文方法です。 指定できる時間は取引開始時間の 5 分後から取引終了時間の 5 分前までの時間帯で 5 分単位となります。
トリガ(成行)注文	トリガ価格と「以上」または「以下」を指定して発注し、マーケットメイカー（以下 MM といいます）最良気配値が指定したトリガ価格に達すると成行注文として市場に発注する注文方法です。 （売り注文は MM 買最良気配値、買い注文は MM 売最良気配値により判定されます。）
トリガ(指値)注文	トリガ価格と「以上」または「以下」を指定して発注し、MM 最良気配値が指定したトリガ価格に達すると指値注文として市場に発注する注文方法です。 （売り注文は MM 買最良気配値、買い注文は MM 売最良気配値により判定されます。）
FAK 注文 (Fill And Kill)	価格を指定せずに発注し、取引所での注文受付時における最良価格で約定できる枚数のみが成立し、未約定数量がある場合その枚数を取消す注文方法です。
FOK 注文 (Fill Or Kill)	価格を指定せずに発注し、取引所での注文受付時における最良価格で全ての数量が約定しない場合は、注文自体を取消す注文方法です。
FAS 注文 (Fill And Store)	価格を指定せずに発注し、取引所での注文受付時における最良価格で約定できる枚数のみが成立し、未約定数量がある場合はその枚数が同価格（最良価格）の指値注文となる注文方法です。

リミテッドマーケット注文 (指定値幅注文)	買い注文の場合は上限価格を、売り注文の場合は下限価格を指定して発注し、取引所での注文受付時点における最良価格から指定した価格の範囲内で取引が成立する注文方法です。その範囲内で全ての数量が約定しない場合、未約定数量は取消されます。
ベストレート注文	価格を指定せずに発注し、取引所での注文受付時点における最良価格から呼値の単位だけ「買いの場合は高い価格」、「売りの場合は低い価格」の指値となる注文方法です。
自動選択注文	新規・決済の区分を入力せずに買・売と数量を指定して成行注文を発注する注文方法です。注文する通貨ペアに対して決済できる建玉がある場合は古い建玉から順に決済されます。 自動選択注文は FX エクスプレス大証からのみ注文が可能です。
全決済注文	発注済(未約定注文)の全ての注文を取消し、全建玉を成行で決済する注文方法です。

[2]複合注文

注文種類	説明
IFD 注文 (IF DONE)	新規(1次注文)と決済(2次注文)を発注し、新規(1次注文)が約定すると決済(2次注文)が発注される注文方法です。2つの注文は同一通貨ペアである必要があります。
OCO 注文 (One Cancels the Other)	2つのトリガ注文を組み合わせて発注し、一方の条件を満たすと、もう一方の注文が自動的に失効される注文方法です。2つの注文は同一通貨ペアである必要があります。
IFO 注文 (IF Done OCO)	IFD 注文の決済(2次注文)を OCO 注文として発注する注文方法です。注文は同一通貨ペアである必要があります。

【注文制限値幅】

- ・誤発注防止の観点から、直近の基準値段から上下 10%を超えて乖離する値段や一定の数量を超える注文は受け付けません。

※基準値段は、原則として、直近の MM 最良気配仲値

【約定制限値幅】

- ・市場の実勢から乖離した連続約定を防止する観点から、基準値段から約定制限値幅(上下 0.5% 又は 1%)を超えて乖離する約定を原則として成立させません。
- ・成行等の注文でも、約定制限値幅内において全ての数量が約定できなかった場合には、残りの数量は失効して一部出来となります。

※基準値段は、原則として、直近の MM 最良気配仲値

※約定制限値幅は取引状況などに応じて大阪取引所が適時変更する場合があります。

【約定方法】

- ・ 大証FXは原則として、オークション方式(個別競争売買)で取引を行いますが、取引開始(立会開始)の際は、その時点でのインターバンク市場の取引価格から大きくかい離した値段での約定とならないようにするため、マーケットメイカーの注文にそれ以外の注文を付き合わせて取引を成立させます。

(4) 注文有効期限

「当日」、「GTC」または「日付指定」を指定できます。

注文の有効な期間は、次のとおりです。

[1] 当日

- ・ 発注した取引日の取引終了時間まで有効な注文です。

[2] GTC (Good Till Cancel)

- ・ 日付を指定しない注文です。原則として、無期限となります。

[3] 日付指定

- ・ 指定した取引日の取引終了時間まで有効な注文です。

※日付指定は取引所休業日の前日までの間で指定が可能です。

(5) 注文変更・取消

[1] 注文変更

- ・ 未約定注文の価格(指値)、トリガ価格は変更が可能です。

※価格を指定しない注文(成行等)は変更できません。

※新規注文の変更の場合、変更時点での発注可能額を上回る注文価格への変更はできません。

※通貨ペア、売買区分、数量、有効期限等は変更できません。変更する場合は該当注文を取消後、再度ご注文ください。

※未約定の複合注文(IFD 注文、OCO 注文、IFO 注文)の変更は、FX エクスプレス大証からのみとなります。

[2] 注文取消

- ・ 未約定の注文は、原則として取消することが可能です。

(6) 注文失効

次に該当する場合、注文が失効します。

[1] 有効期限切れ注文

- ・ 当日注文は、取引終了後に失効します。

- ・ 日付指定注文は、指定した取引日の取引終了後に失効します。

[2] 発注可能額不足、追加証拠金が発生した場合

- ・ 繰越注文が約定すると発注可能額不足となる場合、取引所へ発注時に失効します。
- ・ 追加証拠金が発生した場合、取引終了後に失効します。

[3] 大阪取引所で注文が失効となる場合

- ・ 取引所での注文受注時において注文値幅外の場合、注文が失効します。
- ・ 約定時において約定値幅外の場合、注文が失効します。
- ・ 取引所における注文種類ごとのルールにより失効します。

[4] 全決済注文、ロスカット注文、強制決済注文による失効

- ・ 全決済注文、ロスカット注文、強制決済注文の発注時に未約定の注文が失効します。

(7) 注文上限、建玉上限

[1] 注文上限

1 注文あたりの上限数量は 999 枚です。

[2] 建玉上限

建玉上限は保有建玉に対する株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます）が定める証拠金基準額により計算する証拠金額が 5,000 万円に達するまでの枚数です。

※上限は当社の判断により変更することがあります。

(8) 取引規制

大証 FX の取引では、大阪取引所が市場の動向に応じて取引規制を行うことがあります。大阪取引所が発動する主な規制は次のとおりです。

- ・ 取引証拠金の差入日時の繰上げ
- ・ 取引証拠金額の引上げ
- ・ 大証 FX 取引の制限又は禁止
- ・ 建玉制限

なお、上記以外にも、当社独自の取引規制を行うことがあります。

6. 約定日、受渡日

(1) 約定日

- ・ 取引開始時間から取引終了時間までが同一取引日、同一約定日となります。

(2) 受渡日

- ・ 取引が成立した取引日の翌々銀行営業日が受渡日になります。

※取引が成立した取引日の翌日および翌々日が日本の銀行休業日にあたる場合は順次繰り下げま

す。

※取引手数料の徴収日は異なります。

7.スワップポイント

- ・ スワップポイントとは、異なる2種類の通貨の売買によって発生する、2通貨間の金利差調整のことをいいます。
- ・ 建玉をロールオーバーすると、受渡日が繰り延べられる日数分のスワップポイントの授受が発生します。何日分のスワップポイントとなるかは取引日より異なります。
- ・ 大証 FX では、スワップポイントはクリアリング機構が決定し、売建玉と買建玉のスワップポイントは同額となります。なお、非対円通貨ペアにおいても円貨によるスワップポイントが発生します。

※スワップポイントの受渡(精算)は決済と同時にを行います。

8.証拠金

- ・ 大証 FX のお取引にあたっては、あらかじめ証拠金を差入れる必要があります。野村ネット&コールの大証 FX の証拠金の額はクリアリング機構が定める証拠金基準額(1枚あたりに必要な証拠金額)と同額です。

※クリアリング機構では、大証 FX 市場の相場変動に応じて通貨ペアごとに証拠金基準額を毎週見直しています。

※証拠金の差し入れは、円貨のみとなります。外貨や代用有価証券の差し入れはできません。

※証拠金は大阪取引所の規制等または当社独自の規制等により変更することがあります。

証拠金の定義は次のとおりです

証拠金の種類	説明
有効証拠金額	大証 FX 口座でお預りしている現金のうち、証拠金としてお使いいただける金額です。 証拠金預託額に時価評価による評価損益、スワップポイント損益、受渡日未到来の決済損益、未払手数料を加減算して算出されます。 ※有効証拠金額＝証拠金預託額＋決済損益相当額＋決済損益予定額－未徴収手数料－未払手数料 ※未徴収手数料は常に0円になります。
証拠金預託額	大証 FX 口座でお預りしている現金残高です。
決済損益相当額	未決済建玉の時価評価による評価損益額(スワップポイントを含む)です。
決済損益予定額	受渡日未到来の決済損益額(スワップポイントを含む)です。
未払手数料	受渡未到来の手数料と、証拠金不足によって徴収できなかった手数料の合

	計です。
発注可能額	新規注文に利用できる証拠金の額です。 ※発注可能額＝証拠金預託額＋決済損益相当額＋決済損益予定額－未徴収手数料－未払手数料－必要証拠金額－発注証拠金額
必要証拠金額	建玉を保有するために必要となる証拠金額です。 ※売建玉と買建玉の多い方の数量を採用するマックス(MAX)方式で求めます。
発注証拠金額	発注済の注文に必要な証拠金額です。 ただし、同一通貨ペアの保有している買建玉又は売建玉枚数と同一数量になるまでの注文については、発注証拠金額には含まれません。
有効比率	必要証拠金額に対する有効証拠金額の割合です。 証拠金不足(追証)、ロスカットなどの判定基準となる比率です。 ※有効比率＝有効証拠金額÷必要証拠金額×100(%)
内証拠金基準額	クリアリング機構が定める、1取引単位あたり必要となる証拠金額です。

9. 値洗い

毎取引日の取引終了後に、全建玉および証拠金の値洗いを行います。

建玉はクリアリング機構が発表する当日の清算数値(1本値)を用いて値洗いを行います。

当日の値洗いの結果生じた前営業日との差額は決済損益相当額に加減されます。

(1) 追加証拠金

[1] 追加証拠金の振替入金期限

値洗いの結果、有効比率が 100%を下回った場合は証拠金不足(追加証拠金)となります。お客様の野村ネット&コールの大証 FX 口座において追加証拠金が生じた場合は、証拠金不足発生日の 25:00(翌日午前 1 時)までに証拠金不足額以上の金額を野村ネット&コールの大証 FX 口座に振替入金する必要があります。

※追加証拠金が発生した場合、お客様の証拠金状況画面に「前日証拠金不足額」として表示されますので、日々必ずご確認ください。

※証拠金不足発生日が日本の銀行休業日にあたる場合は繰り下げます。

[2] 期限までに振替入金いただけない場合の対応

当社で振替入金期限に必要な入金額の振替入金が確認できない場合、原則として当社の任意によりお客様の全建玉を決済(強制決済)します。

※証拠金不足発生日が国民の祝日に関する法律に規定された休日にあたる場合は強制決済を行いません。

(2) 不足金

大証FXの決済等による差損金の額が証拠金預託額を上回った場合は不足金となります。お客様の野村ネット&コールの大証 FX 口座において不足金が生じた場合は、お客様は速やかに当該不足額以上の金額を大証 FX 口座に振替入金する必要があります。

※不足金が発生した場合、お客様の証拠金状況画面に「前日証拠金不足額」として表示されますので、日々必ずご確認ください。

※発生した不足金を入金いただけない場合、当社の任意により、お客様の野村ネット&コールの証券総合取引口座から野村ネット&コールの大証 FX 口座への振替入金手続きを行うことがあります。その際、不足金の充当に必要な場合にあっては、当社の任意によりお預かりするお客様の株式等の資産を処分することがあります。また、証券総合取引口座からの出金・出庫指示を当社の任意により取消すことがあります。

10.ロスカット、アラート、プレアラート

一定周期の間隔で、証拠金状況の確認を行います。その際に有効比率が一定の基準以下になると「プレアラート」「アラート」「ロスカット」となります。

プレアラート、アラート、ロスカットの各基準は次のとおりです。

証拠金ステータス	基準	説明
プレアラート	有効比率 100%	有効比率がプレアラート基準以下となった状態です。 登録されているメールアドレス宛てにプレアラート通知が送られます。また、大証 FX サイトのお知らせ欄にもプレアラート状態であることが表示されます。
アラート	有効比率 80%	有効比率がアラート基準以下となった状態です。 登録されているメールアドレス宛てにアラート通知が送られます。また、大証 FX サイトのお知らせ欄にもアラート状態であることが表示されます。
ロスカット	有効比率 50%	有効比率がロスカット基準以下となった場合、ロスカットルールが適用されます。 登録されているメールアドレス宛てにロスカット通知が送られます。また、大証FXサイトのお知らせ欄にもロスカットが実行されたことが表示されます。

(1) ロスカットルール

有効比率が 50% 以下となった場合は、全ての未約定注文の取消、および全ての建玉の決済注文(ロスカ

ット注文)を発注します。

※ロスカットの場合でも、相場の急激な変動により損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。

11.振替入金と振替出金

野村ネット&コールの大証 FX の証拠金は、野村ネット&コールの証券総合取引口座から大証 FX 口座への振替が必要となります。

※直接、金融機関口座等から野村ネット&コールの大証 FX 口座への振込入金、大証 FX 口座から金融機関口座等への振込出金はできません。

また、お客様が当社において、野村ネット&コールの証券総合取引口座以外の口座をお持ちであっても、当該口座と野村ネット&コールの大証 FX 口座との間で振替入出金はできません。

(1)振替入金(野村ネット&コールの証券総合取引口座→野村ネット&コールの大証 FX 口座)

- ・ 営業日の 15:30 までの振替入金は当日付、それ以降の振替は翌営業日付となります。
- ・ 証拠金預託額は振替指示完了と同時に増額されます。
- ・ 振替入金は、野村ネット&コールの証券総合取引口座の振替出金可能額(信用口座開設済の場合は、信用限度額の出金可能額)の範囲内となります。

(2)振替出金(野村ネット&コールの大証 FX 口座→野村ネット&コールの証券総合取引口座)

- ・ 営業日の 15:30 までの振替出金は当日付、それ以降の振替は翌営業日付となります。
- ・ 証拠金預託額は振替指示完了と同時に減額されます。
- ・ 振替出金は、野村ネット&コールの大証 FX 口座の出金可能額の範囲内となります。

※振替受付時間

原則、24 時間 365 日受付けます。

ただし、次の時間を除きます。

- ・ 定時システムメンテナンス時間
 - ・ 火曜日～土曜日の取引終了時間から 45 分間
 - ・ 土曜日 21:00～日曜日 6:00
- ・ 臨時システムメンテナンス時間
- ・ ログイン不可時間

12.その他留意事項

(1)MRF の取扱い

野村ネット&コールの大証 FX 口座を開設されたお客様につきましては、MRF(マネー・リザーブ・ファ

ンド)のお取扱いはできません。大証 FX 口座開設時に MRF 口座を解約させていただきます。なお、大証 FX 口座が閉鎖された場合、MRF 口座の再開のお申込みがあったものとして取扱います。

(2) 大証 FX の取引の制限

関係法令、諸規則、「大証FX口座設定約諾書(野村ネット&コール用)」、「取引所外国為替証拠金取引【大証 FX】の契約締結前交付書面(野村ネット&コール用)」、および当社規定・取引ルール等を遵守されない場合には、その後のお取引を制限する場合があります。

(3) 障害時の取扱い

野村ネット&コールにおける大証 FX の注文等は、インターネットにおいて受け付けいたします。システム障害時を含め、原則として電話による注文等は受け付けておりませんのでご了承ください。

以上
(0324.14)